

## 第1回人権条例(仮称)検討委員会

### 議事(2) 人権条例制定の状況



# 1 人権条例等の制定状況

- ① 包括的な人権条例 **全国**  
13の都府県で制定（R3. 4. 1現在）

	栃木県	東京都	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	愛媛県	高知県	佐賀県	大分県	計13都府県
施行日	H15年 4月1日	H30年 10月15日	H15年 4月1日	H9年 10月1日	H13年 4月1日	H10年 11月1日	H9年 3月27日	H14年 4月1日	H8年 8月1日	H13年 4月1日	H10年 4月1日	H10年 4月1日	H21年 4月1日	

- ② 包括的な人権条例 **県内**  
伊佐市， さつま町， 湧水町（R3. 4. 1現在）

	伊佐市	さつま町	湧水町	計3市町
施行日	H20年 11月1日	H17年 3月22日	H24年 3月29日	

- ③ 部落差別の解消の推進に関する条例  
7府県（九州では福岡県， 熊本県）で制定（R3. 4. 1現在）
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する条例  
12都県（R3. 4. 1現在）

# 2 包括的な人権条例で定めている主な項目

総則	項 目		人権施策	項 目	
	目的	13		方針・計画の策定	11
	県の責務	13		審議会等の設置， 役割	11
	県民の責務	13		相談窓口の設置	1
	事業者の責務	6		顕彰	1
	市町村との協働， 協力	7		教育及び啓発	3

## ○審議会（地方自治法第138条の4第3項）

「審議会」とは自治体（県）が施策を実施するにあたり， その進め方や事業の効果などを調査・審議し， 必要に応じて自治体に意見（答申）を行うもの。

## 【他県の協議事項の例】

基本計画（方針）の策定・改定に当たり意見を述べる。  
人権施策の実施状況に関して意見を述べる。



# ○ 包括的な人権条例制定状況 全国

条例の制定日／規定	栃木県	東京都	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	愛媛県	高知県	佐賀県	大分県	計13都府県
施行日	H15年4月1日	H30年10月15日	H15年4月1日	H9年10月1日	H13年4月1日	H10年11月1日	H9年3月27日	H14年4月1日	H8年8月1日	H13年4月1日	H10年4月1日	H10年4月1日	H21年4月1日	

## 【条文の構成】

I 前文		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
II 総則	①目的	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	②基本理念													●	1
	③県（都・府）の責務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	④県民（都民・府民）の責務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	⑤事業者の責務		●	●	●	●	●							●	6
	⑥市町（村）の責務								●		●	●			3
	⑦市町（村）との協働、協力市町（村）への支援	●		●	●				●	●	●			●	7
III 人権施策	⑧方針・計画の策定	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
	⑨施策の実施状況の審議会への報告			●		●									2
	⑩施策の実施状況の公表							●					●		2
	⑪体制の整備【県の責務で規定】			●			●								2
	⑫審議会・協議会の設置等	●		●	●	●	●	(●)	●	●	●	●		●	11
IV その他の各県条例の特徴的な規定	⑬方針・計画との整合				●										1
	⑭財政上の措置			●											1
	⑮教育及び啓発【県の責務で規定】						●				●	●			3
	⑯実態の把握、情報の収集調査研究							●					●		2
	⑰相談窓口の設置、相談ネットワークづくり								●						1
	⑱人権に関する実態の公表【県の責務で規定】										●				1
	⑲人権侵害をした者に対する指導及び助言【県の責務で規定】										●				1
	⑳事業者の活動を支援する施策													●	1
	㉑差別をなくす運動月間及び人権週間を規定													●	1
㉒顕彰													●	1	
V 個別の人権分野に関する規定	㉓多様な性の理解の推進		●												1
	㉔外国人差別（ヘイトスピーチ）の解消		●												1
VI 委任等	㉕委任（規則への委任、知事が定める等）							●		●	●		●	4	

※ (●)、審議会の設置を包括的な人権条例で規定せず、「奈良県附属機関に関する条例」で規定している。

○ 条例の条文比較（前文）

	三重県	福井県
前 文	<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。</p> <p>こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人の尊重ならびに生命、自由および幸福追求に対する権利の尊重を定めている日本国憲法の理念とするところである。</p> <p>この理念の下、わたしたち一人一人が、互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会をつくり、もってより豊かなふるさと福井県を築くことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。</p> <p>しかしながら、<u>同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しており、さらに、国際化、情報化、少子高齢化等の進展に伴い、新たに取り組むべき課題も生じてきている。</u></p> <p>ここに、わたしたちは、人権尊重の社会づくりに不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p>

○ 条例の条文比較（前文）

	愛媛県	大分県
前 文	<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。</p> <p>これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。</p> <p>しかしながら、我が国においては、<u>社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。</u></p> <p>すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。</p> <p>私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。</p> <p>しかしながら、今日なお、<u>社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。</u></p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p>

○ 条例の条文比較（目的・理念）

	三重県	福井県
① ↓ ②  目 的 ・ 理 念	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、<u>同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題</u>への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人権尊重の社会の実現に寄与することを目的とする。</p>



○ 条例の条文比較（目的・理念）

	愛媛県	大分県
①	<p>（目的） 第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する 施（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。</p>
②		
目 的 ・ 理 念		<p>（基本理念） 第二条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。</p>

○ 条例の条文比較（責務）

	三重県	福井県
③ ⑤ ⑦ 責 務	<p>(県の責務)</p> <p>第二条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。</p> <p>2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。</p> <p>(県民等の責務)</p> <p>第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、<u>人権を侵害してはならない。</u></p> <p>2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第四条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第二条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>2 県は、人権施策を総合的に推進するための体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町、県民および事業者と連携するものとする。</p> <p>(県民および事業者の責務)</p> <p>第三条 県民および事業者は、人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場において、<u>常にすべての人の人権の尊重を念頭に置いて行動し、および県が実施する人権施策に積極的に協力するものとする。</u></p> <p>(市町との協働)</p> <p>第四条 県は、人権施策について市町と情報の交換等連携を密にすることにより、市町と協働して人権尊重の社会の実現に努めるものとする。</p>

○ 条例の条文比較（責務）

	愛媛県	大分県
③ ⑦ 責 務	<p>（県の責務）</p> <p>第二条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。</p> <p>2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第三条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。</p> <p>（県と市町との協働）</p> <p>第四条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>（県の責務）</p> <p>第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。</p> <p>3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第四条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、<u>人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（市町村との協働）</p> <p>第六条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。</p>

○ 条例の条文比較（方針・計画の策定）

	三重県	福井県
⑧ 方針 ・ 計 画 の 策 定	<p>（基本方針）</p> <p>第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 人権尊重の基本理念</p> <p>二 人権に関する意識の高揚に関すること。</p> <p>三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。</p> <p>4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、福井県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。</p> <p>6 知事は、基本方針に基づく人権施策の実施状況について、毎年度、福井県人権施策推進審議会に報告しなければならない。</p>

○ 条例の条文比較（方針・計画の策定）

	愛媛県	大分県
⑧ 方針・計画の策定	<p>（基本方針の策定）</p> <p>第五条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>（人権尊重施策基本方針）</p> <p>第七条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針</p> <p>二 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針</p> <p>三 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。</p>

○ 条例の条文比較（審議会・協議会等の設置）

	三重県	福井県
⑫ 審議会・協議会等の設置	<p>（三重県人権施策審議会の設置）</p> <p>第六条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。</p> <p>（審議会の組織等）</p> <p>第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 前二項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>4 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>（福井県人権施策推進審議会）</p> <p>第六条 人権施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行うため、福井県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の所掌事務）</p> <p>第七条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>一 基本方針の策定に関し調査審議し、知事に対して意見を述べること。</p> <p>二 基本方針に基づく人権施策の実施状況に関し調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対して意見を述べること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。</p> <p>（審議会の組織等）</p> <p>第八条 審議会は、委員十人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、二年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>6 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

○ 条例の条文比較（審議会・協議会等の設置）

	愛媛県	大分県
⑫ 審議会・協議会等の設置	<p>（愛媛県人権施策推進協議会）</p> <p>第六条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。</p> <p>第七条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>（大分県人権尊重社会づくり推進審議会）</p> <p>第十三条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>一 第七条第一項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。</p> <p>二 第九条第二項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。</p> <p>（組織及び任期）</p> <p>第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p>